南あわじ市広告入り封筒寄贈者募集要項

広告を掲載した封筒を作成し、南あわじ市に寄贈してくださる事業者を次のとおり募集します。

なお、応募に当たっては、南あわじ市広告掲載要綱（平成19年南あわじ市告示第15号）及び南あわじ市広告入り封筒の寄贈に関する要綱（平成20年南あわじ市告示第51号）を確認のうえ、応募してください。

1. 封筒について

|  |  |
| --- | --- |
| 用途 | 南あわじ市の総合窓口センター、出張所、市民交流センターなどの窓口で、証明書等の持ち帰り用として使用します。 |
| 規格 | サイズ | 長形3号（縦23.5cm、横12.0cm）角形6号（縦23.5cm、横16.0cm）角形2号（縦33.2cm、横24.0cm） |
| 紙色 | 指定なし |
| 紙厚 | 70g／㎡以上 |
| 材質 | 古紙配合の再生紙使用 |
| 募集枚数 | 2万2千枚 |

２．広告規格及び内容等について

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載位置 | 長形３号　　封筒裏面角形６号　　封筒両面下半部角形２号　　封筒両面下半部※広告部以外の封筒表面及び両面上半部には、市が指定する文言等を印刷していただきます |
| 広告の大きさ | 長形３号　縦２０cm、横１０cm　以内（1面）角形６号　縦7.5cm、横15cm　以内（2面）角形２号　縦１１ｃｍ、横２０ｃｍ　以内（２面）　 |
| 印刷色 | 自由 |
| 広告掲載が望ましくない業種・広告 | ・南あわじ市広告掲載要綱第２条に反するもの・長期間にわたり使用するものであるため事前的な広告 |
| 特記事項 | ・広告は規定する大きさ内で自由に掲載でき、複数の広告を掲載することも可能です。・広告の下部に「この封筒及び広告は寄贈者により製作されました」等の文字を印刷していただきます。・掲載内容等については、事前に南あわじ市と寄贈者で協議し、南あわじ市の承諾を受けた後に作成して下さい。 |

３.応募の制限

次の各号のいずれかに該当するものは、応募することができません。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する者及びこれに類するもの

・貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定するか貸金業に該当するもの

・市税を滞納しているもの

・法律に定めのない医業類以行為を行うもの

・私的な秘密事項の調査に関するもの

・その他広告媒体に掲載する業種または事業者として不適当であると市長が認めるもの

4、納入時期について

協議により決定

（令和8年4月末を予定）

５．提出書類

・広告入り封筒寄贈申込書（様式第１号）

・広告原稿案等掲載しようとする広告の内容がわかるもの

・承諾書

※複数の事業者の広告掲載を予定している場合は、代表者が「広告入り封筒の寄贈申込書（様式第１号）」を提出してください。承諾書は事業者ごとに作成したものを提出してください。

６.応募方法

⑴提出場所

　〒６５６－０４９２

　南あわじ市役所　市民福祉部　総合窓口センター（市役所１階）

⑵提出方法

持参または郵送

（持参の場合）

　土・日・祝日を除く８時３０分から１７時１５分まで

（郵送の場合）

　一般書留または簡易書留により送付ください

⑶募集期間

　令和７年１０月６日(月曜日)から１０月１７日（金曜日）まで

　※郵送の場合は１０月１７日必着

⑷その他

　・提出に要する費用は、応募者負担とさせていただきます。

　・市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがあります。

７．寄贈者の決定方法

　提出された書類に基づき、南あわじ市広告掲載要綱及び南あわじ市広告入り封筒の寄贈に関する要綱に適合しているかを審査したうえで、寄贈者の受け入れを決定します。

８．留意事項

⑴市は、寄贈された広告入り封筒が本市で使用するものとして適当でないと認めるとき、または寄贈者の責めに帰する理由によりその使用に不適当な事情が生じたときは、当該封筒の仕様を中止します。

⑵本要項に定めがない事項については、南あわじ市と寄贈者で協議して定めることとします。

９．問い合わせ先

　南あわじ市役所　総合窓口センター

　〒６５６５－０４９２

　南あわじ市市善光寺２２番地１

　ＴＥＬ　０７９９－４３－５２１２　　ＦＡＸ　0799‐43‐53１２